

学校法人三室戸学園 役員報酬支給基準規程

役員に対する報酬及び給与は下記の基準によるものとする。

(報酬体系)

第1条 役員報酬区分を下記の通りとする。

- (1) 役員手当
 - (2) 特別加算
- 2 兼務役員は前項の外、兼務する職務について給与を支給する。但し、この場合の給与は学歴・能力・経験・技術などを考慮して各人ごとにこれを定める。
- 3 役員手当は各人ごとの職務内容及び勤務状況を勘案して定めるものとする。
- 4 創業者及びこれに準ずる者については特別加算を支給することがある。

(報酬の算定)

第2条 役員報酬の総額は理事会の議を経て定め、各役員報酬はその総額の範囲内で理事長がこれを定める。

(〔役員手当〕〔賞与〕の決定方法)

第3条 役員手当は別紙のとおりとし、原則として賞与は支給しないものとする。但し、理事長が理事会の議を経て、特別の支給方法を定めた者はこの限りとしない。

- 2 理事長は、特に必要と認めた者については、理事会の議を経て、役員手当を支給しないことができる。

(支給方法)

第4条 報酬及び給与は月給制とし、毎月25日に支給する。

(その他)

第5条 本文に定めのない事項については、その都度理事長が、これを定める。

附 則

この規程は昭和60年4月1日より施行する。

この規程は平成28年4月1日より施行する。

この規程は令和5年4月1日より施行する。

別紙

(1) 理事長 年額 840 万円以内で、理事会の議を経て決定する。

(2) 常勤理事及び非常勤理事

理事長は、次の号俸から、本規程第 1 条の 3 により決定する。

号 俸	年 額 (円)
1	600,000
2	1,200,000
3	1,800,000
4	2,400,000
5	3,000,000

(3) 常勤監事

理事長は、次の号俸から、本規程第 1 条の 3 により決定する。

号 俸	年 額 (円)
1	2,400,000
2	3,600,000
3	4,800,000

(4) 非常勤監事

理事長は、次の号俸から、本規程第 1 条の 3 により決定する。

号 俸	年 額 (円)
1	720,000
2	1,440,000
3	2,880,000